

承認第1号

専決処分の承認を求めることについて（飛騨市税条例の一部を改正する
条例）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和4
年3月31日別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告
し、承認を求める。

令和4年6月7日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

地方税法の改正に伴う改正

専決第3号

専 決 処 分 書

飛騨市税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和4年3月31日

飛騨市長 都 竹 淳 也

飛驒市税条例の一部を改正する条例

飛驒市税条例（平成16年飛驒市条例第65号）の一部を次のように改正する。

第48条第9項中「第321条の8第60項」を「第321条の8第62項」に、「同条第60項」を「同条第62項」に改め、同条第15項中「第321条の8第69項」を「第321条の8第71項」に改め、同条第16項中「第12項後段の規定の」を「第12項前段の規定の」に改める。

第73条の2中「固定資産課税台帳」の次に「(同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)」を加える。

第73条の3中「事項の証明書」の次に「(同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)」を加える。

附則第10条の2第2項中「4分の3」を「5分の4」に改め、同条第3項中「附則第15条第16項」を「附則第15条第15項」に改め、同条第4項中「附則第15条第23項」を「附則第15条第22項」に改め、同条第5項中「附則第15条第24項第1号」を「附則第15条第23項第1号」に改め、同条第6項中「附則第15条第24項第2号」を「附則第15条第23項第2号」に改め、同条第7項中「附則第15条第24項第3号」を「附則第15条第23項第3号」に改め、同条第8項中「附則第15条第25項第1号」を「附則第15条第24項第1号」に改め、同条第9項中「附則第15条第25項第2号」を「附則第15条第24項第2号」に改め、同条第10項中「附則第15条第27項第1号イ」を「附則第15条第26項第1号イ」に改め、同条第11項中「附則第15条第27項第1号ロ」を「附則第15条第26項第1号ロ」に改め、同条第12項中「附則第15条第27項第1号ハ」を「附則第15条第26項第1号ハ」に改め、同条第13項中「附則第15条第27項第1号ニ」を「附則第15条第26項第1号ニ」に改め、同条第14項中「附則第15条

第27項第2号イ」を「附則第15条第26項第2号イ」に改め、同条第15項中「附則第15条第27項第2号ロ」を「附則第15条第26項第2号ロ」に改め、同条第16項中「附則第15条第27項第2号ハ」を「附則第15条第26項第2号ハ」に改め、同条第17項中「附則第15条第27項第3号イ」を「附則第15条第26項第3号イ」に改め、同条第18項中「附則第15条第27項第3号ロ」を「附則第15条第26項第3号ロ」に改め、同条第19項中「附則第15条第27項第3号ハ」を「附則第15条第26項第3号ハ」に改め、同条第20項中「附則第15条第30項」を「附則第15条第29項」に改め、同条第21項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、同条第22項中「附則第15条第35項」を「附則第15条第34項」に改め、同条第23項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第39項」に改め、同条第24項中「附則第15条第46項」を「附則第15条第43項」に改め、同条中第26項を第27項とし、第25項を第26項とし、第24項の次に次の1項を加える。

25 法附則第15条第44項に規定する市の条例で定める割合は4分の3とする。

附則第10条の3第9項中「熱損失防止改修住宅」を「熱損失防止改修等住宅」に、「熱損失防止改修専有部分」を「熱損失防止改修等専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改め、同条第11項中「特定熱損失防止改修住宅又は」を「特定熱損失防止改修等住宅又は」に、「特定熱損失防止改修住宅専有部分」を「特定熱損失防止改修等住宅専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改める。

附則第12条第1項中「100分の5」の次に「(商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあっては100分の2.5)」を加える。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の飛騨市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

飛騨市税条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

| 現 行 | 改正案 |
|--|--|
| <p>第1条～第47条の6 略 (法人の市民税の申告納付)</p> <p>第48条 略 2～8 略</p> <p>9 法第321条の8第60項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、<u>同条第60項</u>及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項及び第11項において「申告書記載事項」という。)を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第11項において「機構」という。)を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。</p> <p>10～14 略</p> <p>15 第12項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、<u>法第321条の8第69項</u>の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第12項前段の期間内に行う第9項の申告については、第12項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。</p> | <p>第1条～第47条の6 略 (法人の市民税の申告納付)</p> <p>第48条 略 2～8 略</p> <p>9 法第321条の8第62項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、<u>同条第62項</u>及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項及び第11項において「申告書記載事項」という。)を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第11項において「機構」という。)を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。</p> <p>10～14 略</p> <p>15 第12項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、<u>法第321条の8第71項</u>の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第12項前段の期間内に行う第9項の申告については、第12項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。</p> |

16 第12項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第14項の届出書の提出又は法人税法第75条の5第3項若しくは第6項の処分があったときは、これらの届出書の提出又は処分があった日の翌日以後の第12項後段の期間内に行う第9項の申告については、第12項後段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。

第49条～第73条 略

(固定資産課税台帳の閲覧の手数料)

第73条の2 法第382条の2に規定する固定資産課税台帳_____の閲覧の手数料は、手数料条例の定めるところによる。ただし、法第416条第3項又は第419条第8項の規定により公示した期間において納税義務者の閲覧に供する場合にあつては、手数料を徴しない。

(固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料)

第73条の3 法第382条の3に規定する固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書_____の交付手数料は、手数料条例の定めるところによる。

第74条～第151条 略

附 則

第1条～第10条 略

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 略

16 第12項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、第14項の届出書の提出又は法人税法第75条の5第3項若しくは第6項の処分があったときは、これらの届出書の提出又は処分があった日の翌日以後の第12項後段の期間内に行う第9項の申告については、第12項後段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。

第49条～第73条 略

(固定資産課税台帳の閲覧の手数料)

第73条の2 法第382条の2に規定する固定資産課税台帳(同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の閲覧の手数料は、手数料条例の定めるところによる。ただし、法第416条第3項又は第419条第8項の規定により公示した期間において納税義務者の閲覧に供する場合にあつては、手数料を徴しない。

(固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料)

第73条の3 法第382条の3に規定する固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書(同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の交付手数料は、手数料条例の定めるところによる。

第74条～第151条 略

附 則

第1条～第10条 略

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 略

- 2 法附則第15条第2項第5号に規定する市の条例で定める割合は4分の3とする。
- 3 法附則第15条第16項に規定する市の条例で定める割合は5分の3とする。
- 4 法附則第15条第23項に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。
- 5 法附則第15条第24項第1号に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。
- 6 法附則第15条第24項第2号に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。
- 7 法附則第15条第24項第3号に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。
- 8 法附則第15条第25項第1号に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。
- 9 法附則第15条第25項第2号に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。
- 10 法附則第15条第27項第1号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。
- 11 法附則第15条第27項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。
- 12 法附則第15条第27項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。

- 2 法附則第15条第2項第5号に規定する市の条例で定める割合は5分の4とする。
- 3 法附則第15条第15項に規定する市の条例で定める割合は5分の3とする。
- 4 法附則第15条第22項に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。
- 5 法附則第15条第23項第1号に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。
- 6 法附則第15条第23項第2号に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。
- 7 法附則第15条第23項第3号に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。
- 8 法附則第15条第24項第1号に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。
- 9 法附則第15条第24項第2号に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。
- 10 法附則第15条第26項第1号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。
- 11 法附則第15条第26項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。
- 12 法附則第15条第26項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。

- 13 法附則第15条第27項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。
- 14 法附則第15条第27項第2号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は12分の7とする。
- 15 法附則第15条第27項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は12分の7とする。
- 16 法附則第15条第27項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は12分の7とする。
- 17 法附則第15条第27項第3号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は3分の1とする。
- 18 法附則第15条第27項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は3分の1とする。
- 19 法附則第15条第27項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は3分の1とする。
- 20 法附則第15条第30項に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。
- 21 法附則第15条第34項に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。
- 22 法附則第15条第35項に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。
- 23 法附則第15条第42項に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。

- 13 法附則第15条第26項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。
- 14 法附則第15条第26項第2号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は12分の7とする。
- 15 法附則第15条第26項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は12分の7とする。
- 16 法附則第15条第26項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は12分の7とする。
- 17 法附則第15条第26項第3号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は3分の1とする。
- 18 法附則第15条第26項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は3分の1とする。
- 19 法附則第15条第26項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は3分の1とする。
- 20 法附則第15条第29項に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。
- 21 法附則第15条第33項に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。
- 22 法附則第15条第34項に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。
- 23 法附則第15条第39項に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。

24 法附則第15条第46項に規定する市の条例で定める割合は3分の1とする。

25 略

26 略

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 略

(1)～(3) 略

2～8 略

9 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) 略

(4) 熱損失防止改修工事が完了した年月日

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等

24 法附則第15条第43項に規定する市の条例で定める割合は3分の1とする。

25 法附則第15条第44項に規定する市の条例で定める割合は4分の3とする。

26 略

27 略

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 略

(1)～(3) 略

2～8 略

9 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) 略

(4) 熱損失防止改修工事等が完了した年月日

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等

(6) 熱損失防止改修工事 が完了した日から3月を経過した後に
申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができな
かった理由

10 略

11 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住
宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分
について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第
15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事 が完了した日か
ら3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第
7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければなら
ない。

(1)～(3) 略

(4) 熱損失防止改修工事 が完了した年月日

(5) 熱損失防止改修工事 に要した費用及び令附則第12条第31項
に規定する補助金等

(6) 熱損失防止改修工事 が完了した日から3月を経過した後に
申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができな
かった理由

12 略

13 略

第11条～第11条の2 略

(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度

(6) 熱損失防止改修工事等が完了した日から3月を経過した後に
申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができな
かった理由

10 略

11 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等
住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部
分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第
15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日か
ら3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第
7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければなら
ない。

(1)～(3) 略

(4) 熱損失防止改修工事等が完了した年月日

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第31項
に規定する補助金等

(6) 熱損失防止改修工事等が完了した日から3月を経過した後に
申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができな
かった理由

12 略

13 略

第11条～第11条の2 略

(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度

分の固定資産税の特例)

第12条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5 _____ を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

以下 略

分の固定資産税の特例)

第12条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5 （商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあつては100分の2.5） を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

以下 略

条例関係議案要旨

| 議案名 | 飛騨市税条例の一部を改正する条例について | | | | | | | | | | |
|-----------------------|---|------------------------|--------|-------------------|------|-------------------|-------|------------------------|-----------------------|-------|------------------------|
| 担当部 | 総務部 | | | | | | | | | | |
| 提案理由 | 地方税法の改正に伴う改正 | | | | | | | | | | |
| 制定改廃の根拠等 | <p>現下の経済情勢等を踏まえ、商業地に係る令和4年度分の固定資産税の税負担の調整等、税負担軽減措置等の整理合理化等を図るため「地方税法等の一部を改正する法律」（令和4年法律第1号）により地方税法（昭和25年法律第226号）が改正されたことに伴い、当該条例における個人市民税及び固定資産税に関する規定について所要の改正を行うもの。</p> | | | | | | | | | | |
| 条例の概要 | <p>【改正の内容】</p> <p>(1) 市民税関係</p> <p>① 地方税法の改正による項ずれに伴い、所要の改正を行うもの。 (第48条関係)</p> <p>(2) 固定資産税関係</p> <p>① 地方税法第382条の2、第382条の3及び第382条の4の改正による、固定資産課税台帳の閲覧及び記載事項証明書を交付する際に、登記簿上の住所に代わり、登記所から通知される事項の表示を可能とすることができることとする法律改正に伴い、関係規定を改正するもの。 (第73条の2、第73条の3関係)</p> <p>② 固定資産税の課税標準の特例を規定している地方税法附則第15条の改正に伴い、項ずれの整理を行うとともに、貯留機能保全区域の指定を受けた土地に係る課税標準の特例措置の創設に伴う規定を整備するもの。</p> <table border="1" data-bbox="453 1615 1366 1964"> <thead> <tr> <th>特例対象資産</th> <th>課税標準額に 乗じる特例割合</th> <th>適用期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>下水道法に規定する 除外施設</td> <td>4 / 5</td> <td>期間延長（2年間） 令和6年3月31日</td> </tr> <tr> <td>貯留機能保全区域の 指定を受けた土地</td> <td>3 / 4</td> <td>令和4年4月1日～ 令和7年3月31日</td> </tr> </tbody> </table> <p>(附則第10条の2関係)</p> | | 特例対象資産 | 課税標準額に 乗じる特例割合 | 適用期間 | 下水道法に規定する 除外施設 | 4 / 5 | 期間延長（2年間） 令和6年3月31日 | 貯留機能保全区域の 指定を受けた土地 | 3 / 4 | 令和4年4月1日～ 令和7年3月31日 |
| 特例対象資産 | 課税標準額に 乗じる特例割合 | 適用期間 | | | | | | | | | |
| 下水道法に規定する 除外施設 | 4 / 5 | 期間延長（2年間） 令和6年3月31日 | | | | | | | | | |
| 貯留機能保全区域の 指定を受けた土地 | 3 / 4 | 令和4年4月1日～ 令和7年3月31日 | | | | | | | | | |

| | |
|---------|---|
| | <p>③ 地方税法附則第15条の9、第15条の9の2の改正に伴い、文言の整理を行うもの。 (附則第10条の3関係)</p> <p>④ 地方税法附則第18条の改正に伴い、令和4年度に限り商業地等に係る課税標準額の上昇幅を2.5%とする特例措置を講ずるための規定を設けるもの。 (附則第12条関係)</p> |
| 市民への影響等 | <p>【市民への影響】</p> <p>(1) 特になし</p> <p>(2)－①③ 特になし</p> <p>(2)－②④ 対象となる者には有利となる改正</p> |
| 施行日 | 令和4年4月1日 |
| 備考 | |